静岡県フリースクール等支援事業費補助金交付要綱

第１　趣旨

知事は、不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図るため、不登校児童生徒に対し、学習支援等を行うフリースクール等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱に定めるところによる。

第２　定義

⑴　この要綱において、「不登校児童生徒」とは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第２条第３項に規定する不登校児童生徒をいう。

⑵　この要綱において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

⑶　この要綱において「フリースクール等」とは、不登校児童生徒に対し社会的自立を目指す目的をもって学校以外の場において行われる学習活動、教育相談、体験活動等の事業(以下「支援事業」という。)を行う民間の団体で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア　静岡県内に所在する施設で事業を行う団体であること。

イ　不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有している団体で、１年以上の支援事業の実績があり、現在も支援事業を継続していること。

ウ　静岡県教育委員会が主催する公的教育機関と民間施設等の連携協議会名簿に登載され、当該連携協議会に参加していること。

エ　各市町教育委員会又は学校に対し、指導や相談の状況等を定期的に報告し、情報共有を図るなど、不登校児童生徒が在籍する学校において、当該団体が行う支援事業により、指導要録上の「出席扱い」となり得る体制が構築されていること。

オ　不登校児童生徒の保護者等に対し、入会金や授業料等の経済的な負担について、適切な情報提供を行っていること。

カ　県税を完納していること。

キ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ク　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

第３　補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第４　交付の申請

⑴　提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

エ　法人登記簿の写し又は登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）

オ　納税証明書（地方税）の写し

カ　施設の事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等

キ　学校と連携している書類の写し（直近のもの１名分。個人情報に係る部分は黒塗りとする。）

⑵　提出期限

別に定める日まで

第５　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

⑴　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

⑵　補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

⑶　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

第６　変更の承認申請

提出書類　各１部

ア　変更承認申請書（様式第４号）

イ　変更事業計画書（様式第２号）

ウ　変更収支予算書（様式第３号）

第７　実績報告

⑴　提出書類　各１部

ア　実績報告書（様式第５号）

イ　事業実績書（様式第２号）

ウ　収支決算書（様式第６号）

⑵　提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日まで

第８　請求の手続

⑴　提出書類　１部

請求書（様式第７号）

⑵　提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第９　概算払の請求手続

提出書類　各１部

ア　概算払請求書（様式第７号）

イ　資金状況調べ（様式第８号）

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助率	補助 限度額
補助対象事業	補助対象経費	補助対象 運営主体		
フリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動等の事業	補助対象事業の実施に要する経費（ただし、施設・設備整備費を除く。） ・職員人件費 ・講師等謝金、旅費 ・教材費 （印刷製本費、消耗品費） ・図書費 ・光熱水費 ・通信費 ・体験活動費 ・実習費 ・施設賃借料 ・その他運営費	法人、企業、団体又は個人	補助対象経費の実支出額の２分の１以内とする。	１運営主体あたり年1,000千円を上限とする。

静岡県フリースクール等支援事業費補助金実施要領

静岡県フリースクール等支援事業費補助金の交付に係る事務取扱については、静岡県フリースクール等支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

１　目的

学校以外の場において学習活動、教育相談、体験活動等の事業（以下「支援事業」という。）を行い、不登校児童生徒の学び場となっているフリースクール等の民間団体の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援する。また、本事業を通じて、不登校児童生徒の社会的自立を促進する。

２　事業内容

⑴　補助対象者

静岡県フリースクール等支援事業費補助金交付要綱第２の(3)で示した「フリースクール等」で支援事業を行う民間の団体を対象とする。

また、次のいずれにも該当しない者とする。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

イ　暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員等と密接な関係を有する者

エ　暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

⑵　補助対象事業

静岡県フリースクール等支援事業費補助金交付要綱別表で示した補助対象経費は例示であり、支援事業の実施に要する経費で施設・設備費を除く経費であれば、補助対象経費として申請することができる。

３　事務手続

⑴　補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとするフリースクール等の民間団体は、要綱第４に定める補助金交付申請書類一式に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに県教育委員会に提出する。

する。

ア　法人登記簿の写し又は登記事項証明書の写し ※ 法人の場合に限る。

イ　納税証明書（国税及び地方税）の写し

ウ　施設の事業内容が確認できる書類（例：パンフレット、案内チラシ等）

エ　学校と連携している書類の写し（直近のもの１名分）（例：出席状況の報告書等）

※個人情報に係る部分は黒塗りとする。

⑵　補助金の交付決定

県教育委員会は提出された交付申請書等により、書類審査を行い、その結果、交付を決定した場合は、交付決定通知書を送付する。不交付決定の場合は、不交付決定通知書により行うものとする。なお、審査に際し、必要に応じて、訪問審査を行う場合がある。

⑶　補助金の変更承認申請等

申請した事業の内容の変更（要綱第５に定める軽微な変更を除く）を行う場合は、要綱第６に定める

変更承認申請書類一式（様式第２号～４号）を速やかに県教育委員会に提出する。

また、事業の中止又は廃止等を行う場合は、速やかに県教育委員会へ連絡する。

⑷ 補助金の実績報告

事業を実施した民間団体は、要綱第７に定める補助金実績報告書類一式（様式第２号、５号、６号）を事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに県教育委員会に提出する。

⑸ 額の確定、補助金の支払

ア　県教育委員会は、実績報告書等の内容を審査し、適当と認めたとき民間団体へ補助金額確定通知書を送付する。

イ　民間団体は、補助金額確定通知書を受領したら、受領した日から起算して10日以内に精算払請求書（様式第７号）を県教育委員会へ提出する。

ウ　県教育委員会は、請求書を受領した日から起算して15日以内に補助金を民間団体へ交付する。

４　その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は義務教育課長が別に定めるものとする。